

シリーズ 性暴力サバイバーの回復を考える

第2回

# 『回復』と裁判

**連**続講座の2回目のテーマは『回復』と裁判です。ライオン橋法律事務所の島尾恵理弁護士にお話いただきます。

サバイバーの何割かは裁判で加害者を罰したいと考えます。当然のことです。しかし、日本の裁判制度の現状はサバイバーに優しいとは言えません。刑事裁判・民事裁判両方ともに、証言するときのサバイバーが感じるストレスはまだまだ大きいのです。ビデオリンクなど改善はされていますが、被害後の不安定な体調で、決められた日に裁判所に行ってみ知らぬ人に被害体験を聞かれるという体験は、かなりハードルが高いと思います。ましてや、裁判では負けることもありえます。

もちろん、裁判に勝って公的に加害者を罰することで得られる満足感は、回復にいい影響を与えるでしょう。加害者の「次の犯罪」を阻止するという社会的な意味も大きいです。

裁判がサバイバーに与える明暗と、サバイバーの回復により役立つ裁判のあり方について、島尾弁護士のお話を聞きながら皆様と考えていけたらと思います。

いつもと曜日が  
違います



●日時 2014年 11月 29日(土) 18時30分～21時

●場所 ドーンセンター・4F 中会議室1 (大阪府男女共同参画・青少年センター)

●講師 島尾恵理さん (弁護士)

●会費 1000円

\*維持会員の方は無料です。

参加は  
女性のみに

お問い合わせ

性暴力を許さない女の会

大阪市東淀川郵便局私書箱15号

TEL 06-6322-2313 (毎週火曜日 夜7～9時のみ)